大和スポーツセンター使用料(令和5年10月1日 施行)

(単位:円)

(1)	専	用	使	用	料
`		,	~	, ,,	_	, ,,	71

						使 用 料						
公一	施		区分		単	1 入場料その他これに類する料金を 徴収しない場合			2 入場料その他これに類する料金を 徴収する場合			
園名	設名				区分		位	(1)アマチュア スポーツ及び 文化行事	(2)その他	(3)営利営業 目的のもの	(1)アマチュア スポーツ及び 文化行事	(2)その他
		アリ	全	面		980	1,960	4,900	1,960	3,920	9,800	
		 ナ	半	面		490	980	2,450	980	1,960	4,900	
	大和スポーツセンター	ホール			2,470	4,940	24,700	4,940	9,880	49,400		
入 和 和		骆 斯例漆	全	面	1	500	1,000	2,500	1,000	2,000	5,000	
大和総合運動公園		道 場	半	面	時間	250	500	1,250	500	1,000	2,500	
運動		Þ	大会	議室	当た	360	720	1,800	720	1,440	3,600	
公園		会議室	ン X	中会	議室	Ŋ	240	480	1,200	480	960	2,400
		至	小会	議室		120	240	600	240	480	1,200	
		講座室	大講	座室		240	480	1,200	480	960	2,400	
			小講	座室		120	240	600	240	480	1,200	

- ① 上記2により使用する場合は、最高の入場料に(2)は50を、(3)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- ② 午前9時以前の使用については、1時間当りの使用料に1.5を乗じた額を徴収する。
- ③ 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(2)コートによる使用料

バスケットボール バレーボール ドッジボール バドミントン ソフトバレーボール バウンドテニス インディアカ 卓球 150	区分	種目	単位	金額
ドッジボール パドミントン 1時間当たり 180 パウンドテニス 180 インディアカ 180		バスケットボール		490
アリーナ バドミントン 1時間 180 180 180 バウンドテニス 180 180		バレーボール		490
ア リーナ ソフトバレーボール パウンドテニス インディアカ 180		ドッジボール	1	490
ナ ソフトバレーボール たり 180 バウンドテニス 180 インディアカ 180	アリー	バドミントン	時間	180
インディアカ 180		ソフトパレーボール	た	180
		バウンドテニス		180
卓 球 150		インディアカ		180
		卓球		150

- ① 午前9時以前の使用については、1時間当たりの使用料に1.5乗じた額を徴収する。
- ② 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(3)個人使用料

1 = 1								
区分	単位	金額						
柔剣道場	1人1回	120						
トレーニング室	3時間	240						
シャワー室	1人1回	50						
高校生以下についてはシャワー室を除き半 額とする。 シャワー室については、他の有料施設を利用し た場合は徴収しない。								
	≯∪' o							

(4)附属設備使用料(1時間)

	附属設備名	金額				
暖房	ト(アリーナ・ホール)	7,400				
冷房	ド(アリーナ・ホール)	8,640				
	大会議室	540				
٠,,	中会議室	360				
冷暖	小会議室	180				
房	講座室	180				
	柔剣道礁	540				

* その他の附属設備を使用する際にも、 * 別途料金が必要です。

注意:使用者が使用開始する日の5日前までに使用の取消しをしない場合は、使用料の納付となります。

グラウンド・コート使用料(1時間)

(単位:円)

	(平匝.11)							
	使用区分			Ī	専 用 使	用料		
			1. 入場料等これに	入場料等これに類する料金を徴収しない場合 2. 入場料等これに類する料金を徴収する場合				
		_	(1)アマチュアスポーツ	(2)その他	(3)営利営業	(1)アマチュアスポーツ	(2)その他	(3)営利営業
使 用	使 用 時 間 区 分			│ 及び文化事業 │ ^(と) [○	目的のもの	及び文化事業		目的のもの
		全 面	480	960	2,400	960	1,920	4,800
多目的グラウンド	1時間当たり	半面	240	480	1,200	480	960	2,400
		1/4	120	240	600	240	480	1,200
テニスコート	1時間当たり	1 面	300	600	1,500	600	1,200	3,000

- ① 上記2により使用する場合は、最高の入場料に(2)は50を、(3)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- ② 午前9時以前の使用については、1時間当りの使用料に1.5を乗じた額を徴収する。
- ③ 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

附属設備(夜間照明) 使用料(30分)

	区 分	照明の程度	金額
	4 塔 点 灯	一 般 競 技	3,640
多		レクリェーション	2,520
目	軟 式 野 球	一 般 競 技	2,520
的	(1面につき)	レクリェーション	1,840
グ	ソフトボール	一 般 競 技	1,050
ラ	(1面につき)	レクリェーション	670
ウ	陸上競技	一 般 競 技	2,450
レン	性 工	レクリェーション	1,720
ド	サッカー	一 般 競 技	1,970
	9 9 33	レクリェーション	1,480
テニス コート	1 面 に つ き		210

注意:使用者が使用開始する日の5日前までに使用の取消しをしない場合は、使用料の納付となります。